

社会福祉法人荅北町社会福祉協議会
非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人荅北町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の非常勤役員等が職務のために勤務した場合の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、公務員については、支給しない。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員等が職務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人荅北町社会福祉協議会職員等の旅費規程による事務局長相当額とする。ただし、町内における会議のための旅費（費用弁償）の額は1日1,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、現金をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の申出により、本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

平成19年4月1日 施行（改正）

平成29年4月1日 施行（改正）

平成31年4月1日 施行（改正）

別 表

報酬の額

会 長	年額	1, 2 0 0, 0 0 0 円
理 事	日額	3, 0 0 0 円
監 事	日額	3, 0 0 0 円
評議員	日額	3, 0 0 0 円
その他の委員	日額	3, 0 0 0 円